

各私立幼稚園設置者 様  
各私立認定こども園設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和 6 年度大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る  
事業計画書等の提出について（通知）

標記について、下記のとおり御対応いただきますようお願いします。

記

**1. 対象**

本補助金に係る事業の募集において、下記事業を実施し補助金を活用する意向がある旨を回答した園

- ・ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）
- ・ 認定こども園等の業務体制への支援（認定こども園等への円滑な移行のための準備支援）
- ・ 認定こども園等の業務体制への支援（補助員等の配置による園務の平準化支援）
- ・ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援
- ・ 教育の質の向上のための ICT 化支援事業

**2. 提出資料**

- ・ 事業計画書
- ・ 事業計画内訳書（別紙 1～5 のうち、該当する事業に係る様式のみ記入すること）

**3. 提出方法及び期限**

電子・紙媒体の両方の提出をお願いします。

方 法 ※両方による提出が必要です		期 限
電子 (Excel 様式)	<a href="#">インターネット申請</a> (↑Ctrl キーを押しながらクリック)	令和 6 年 7 月 31 日 (水曜日) 17 時 00 分
紙	以下宛先へ郵送 〒540-8570 大阪市中央区大手前 3-1-43 大阪府庁新別館南館 10 階 大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 宛	令和 6 年 8 月 2 日 (金曜日) 当課必着

#### 4. 今後の予定

事業計画における交付希望額が千円以上の場合は、以下の手続きが今後発生します。

事業計画の提出	内示額の通知 (R6.9以降)	交付申請の提出 (未定)	交付決定通知 (未定)	実績報告の提出 (R7.3以降)	額の確定通知・支払い (R7.5)
各園（設置者）	府	各園（設置者）	府	各園（設置者）	府

#### 5. 留意事項

- ・事業計画書及び事業計画内訳書のご提出をもって、本補助金の交付決定を行うものではありません。
- ・今後の各手続きを逸した場合は、次の手続きができません。また、提出書類に不備・不足がある場合や対象経費と認められない場合は、補助対象外とします。
- ・事業計画及び事業計画内訳書については、必ず、各園(法人)において年間の計画を精査した上でご提出ください。記載のない事業や経費については、今後追加で計上することはできません。
- ・ご提出にあたっては、本通知を含む補助金に係るこれまでの通知文（留意点・FAQ等を含む）を必ず確認してください。
- ・各根拠資料については、今回の事業計画時点では提出不要です。提出いただいた場合は、当課において処分いたしますので、あらかじめご了承ください。
- ・今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等のメールは、意向確認の回答(インターネット申込み)時にご入力いただいたメールアドレスあてに送信します。ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを各園(法人)にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・本募集に関するお問い合わせ等については下記担当までメールにてご連絡ください。

#### 【担当】

大阪府教育庁私学課幼稚園振興グループ 國村、山本  
メール：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp